

はまゆう会館建築基準法第 12 条に定めのある点検に関する業務仕様書

1 対象

横須賀市はまゆう会館

横須賀市衣笠栄町 1 丁目 4 7 番地

2 内容

上記施設において、建築基準法第 12 条第 2 項定期点検及び第 4 項定期点検を行う業務。

3 業務内容

ア 建築基準法第 12 条第 2 項定期点検業務（3 年に 1 回）

- (1) 建築基準法第 12 条第 2 項に基づき、建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化状況を点検実施する。
- (2) 点検の結果をまとめた点検結果報告書を作成する。

イ 建築基準法第 12 条第 4 項定期点検業務（1 年に 1 回）

- (1) 建築基準法第 12 条第 4 項に基づき、昇降機以外の建築設備について、損傷、腐食、その他の劣化状況を点検実施する。
- (2) 点検の結果をまとめた点検結果報告書を作成する。

4 業務資格

本業務は、1 級建築士若しくは 2 級建築士等の点検に必要な資格を有する者に点検を行わせること。

5 その他

下記の事項に留意し、業務にあたること。

ア 点検作業日を事前に調整し、点検作業にあたること。

イ 一般来館者の会館利用に支障が無いよう配慮すること。

ウ 本業務に係る官庁への届出などについて、必要な対応を行うこと。

エ 本仕様書に特に定めのない業務については、協議の上決定する。

6 報告書の提出

点検業務実施の結果について、点検業務報告書にて速やかに報告するものとする。